

議案第 9 号

亀山市運動施設等条例の一部改正について

亀山市運動施設等条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例

亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考の8を備考の9とし、備考の7を備考の8とし、備考の6の次に次のように加える。

7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき3,780円を当該利用料金に加算した額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。